

【新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について】

桐生市教育委員会

桐生市教育委員会は、学校・園での感染防止対策の徹底を図るとともに、学校（園）関係者に感染が発生した場合には、保健所及び関係部局と連携し、迅速な状況の把握に努め、その状況に応じて、保健所の指示に従い、以下のように対応いたします。

1 濃厚接触者の特定及びPCR検査の実施について

幼児・児童・生徒や教職員の感染が確認された場合、保健所は、対象の学校（園）に対して濃厚接触者の特定作業を行います。濃厚接触者が特定された場合、特定された幼児・児童・生徒または教職員のPCR検査が行われます。この検査で陽性者が出た場合、その陽性者の濃厚接触者を追っていく調査が行われ、最終的に濃厚接触者全員の陰性が確定するまで行われます。

なお、国立感染症研究所による濃厚接触者の定義は「必要な感染予防策をせずに、感染者と1m以内かつ15分以上接触があった場合」とされています。

2 消毒の実施について

陽性者が最後に学校（園）にいた時間から何時間経過しているかによって、日常以上の消毒が必要であるかを判断します。厚生労働省によると、ウイルスの生存期間については、付着した物の種類によって異なるものの、24～72時間程度とされています。従って、陽性者が最後に学校（園）にいた時間から72時間以上経過していない場合は、必要な消毒作業を行います。ただし、72時間以上経過している場合は、日常行っている消毒のみでよいとの指導を保健所からいただいています。

3 臨時休業等の措置について

上記1及び2を進める上で必要な期間は臨時休業の措置を検討します。ただし、校（園）内の幼児・児童・生徒及び教職員の中に心配される症状がないことを前提に、(ア)濃厚接触者が特定（もしくは該当者なし）でき、(イ)濃厚接触者がいた場合に全員のPCR検査の結果が陰性であり、なおかつ(ウ)必要な消毒を実施した、あるいは陽性者が最後に学校（園）にいた時点から72時間以上経過している場合は、感染拡大の可能性が少ないため、保健所に確認の上、休業措置はとらず、通常登校（園）といたします。

4 学校（園）名の公表について

県は、濃厚接触者の広がりや感染拡大の恐れがないと判断した場合には、学校（園）名の公表は行いません。ただし、濃厚接触者の追跡や感染拡大防止のために必要だと判断した場合には、学校（園）名を公表することもあります。従って、桐生市としても、その後の感染拡大防止に必要不可欠と判断される場合を除き、学校（園）名の公表は行わない方針です。

5 その他（お願い）

新型コロナウイルス感染症につきましては、県内でも未だに感染が見られる状況にあり、どの学校（園）や家庭でも発生する可能性がある状況だと考えられます。保護者の皆様、市民の皆様におかれましては、本市の対応に御理解・御協力をいただくとともに、興味本位で感染者を特定するような行動・言動や、誹謗中傷を厳に慎んでいただきますようお願いいたします。